

令和2年度 農地利用状況調査（農地パトロール）概要

1 実施日時	令和2年 10月21日（水）～23日（金）	午前9：00～11：45
2 集合場所・集合時間	田無庁舎 警備員室前	集合時間：午前8時50分
3 調査対象農地	<ul style="list-style-type: none"> ・本年7～8月に各地区農業委員が行った《準備調査》により、肥培管理上の問題の有無について、協議が必要な農地 ・来年度に相続税の納税猶予に係る「引き続き証明」の発行申請が予定されている農地 ・特定生産緑地の指定に問題があると指導された農地 ・農業委員会事務局に毎年苦情が届く農地 	
4 参加者及び実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者： 農業委員、農業委員会事務局職員、都市整備部都市計画課職員 ・実施方法： 6班を編成し、各日2班がパトロールを実施する。 	<p>班編成 別紙【農地利用状況調査（農地パトロール）委員配置表】のとおり</p>
5 調査方法	<ol style="list-style-type: none"> ①現地の概観目視及び圃場立ち入り等による調査を行う。 ②調査判断は「西東京市農地利用状況調査（農地パトロール）調査基準」による。 ③調査結果を【農地利用状況調査（農地パトロール）記録シート】に記録する。 	<p>記録シートは、 11月2日（月）までに、事務局に提出してください。</p>

令和2年度【農地利用状況調査(農地パトロール)委員配置表】

別紙

R2.10.20

◎⇒班長 ★⇒運転

10月21日(水)			
班	委員・職員	車両	担当地域
第1班	◎中野委員	公用車①	栄町 北 下保谷 《12件》
	保谷まより子委員		
	鶴野委員	公用車②	
	★原島事務局長		
	土方委員		
★川野(事務局)			
都市計画課職員			
第2班	委員・職員	公用車③	中町 東町 《8件》
	村田会長		
	小平(事務局)	都市計画課 公用車	
	★登坂(事務局)		
	◎安田委員		
岩崎委員			
都市計画課職員			
★都市計画課職員			

10月22日(木)			
班	委員・職員	車両	担当地域
第3班	◎下田委員	公用車①	富士町 保谷町 柳沢 東伏見 新町 《9件》
	野口委員		
	★原島事務局長	公用車②	
	内田委員		
	★川野(事務局)		
都市計画課職員			
第4班	委員・職員	公用車③	芝久保町 西原町 緑町 《11件》
	保谷会長職務代理		
	永井(事務局)	都市計画課 公用車	
	★登坂(事務局)		
	◎柏木委員		
相田委員			
都市計画課職員			
★都市計画課職員			

10月23日(金)			
班	委員・職員	車両	担当地域
第5班	◎濱野委員	公用車①	泉 住吉 谷戸町 北原町 《10件》
	本橋茂夫委員		
	本橋徹委員	公用車②	
	永井又は小平(事務局)		
	★原島事務局長		
都市計画課職員			
第6班	委員・職員	公用車②	南町 向台町 田無町 《8件》
	◎後藤委員		
	★川野(事務局)	都市計画課 公用車	
	富岡委員		
	中村委員		
都市計画課職員			
★都市計画課職員			

番号	町地区	調査理由	所有者住所	所有者名	地番	地積(m ²)	生産母地	遺失番号	良好	不良	不良理由番号	(1)植栽等が密着している(2)いつでも耕作できる状態にない(3)收穫している実態がない(4)垣根が適正に管理されていない(5)近隣の畑の雑草になっている(6)適正に栽培管理がされていない(7)農地全体が突然と管理されていない(農地からの自主な退去が認められる)	過去の調査(不良とされた回数)		
													令和元	平成30	平成29
													-	-	0
													-	-	0
													-	-	0
													-	-	0
													-	-	0
													-	-	0
													-	-	-
													-	-	-
													-	-	-
													-	-	-
													-	-	-
													-	-	-
													-	-	-
													-	-	-
													-	-	-
													-	-	0
													-	-	-
													0	-	-
													0	-	-

番号	調査班	調査理由	所有者住所	所有者名	地番	地積(㎡)	生産課期	傾斜	不供	不良項目 番号	(1)根腐等が発見している(2)根がいつでも耕作できる状況にない (3)根腐している箇所がない(4)垣根が適正に管理されていない (5)道傍の樹の冠幅になっっている(6)適正に栽培管理がされていない (7)農地全体が鬱然と管理されていない (農林部内閣在王様に記入)	過去の調査 (不良とされた段階)			
												令和元	平成30	平成29	
												-	-	-	
												-	-	-	
												-	-	○	
												-	-	○	
												-	-	○	
												-	-	-	
												-	-	-	
													-	-	-
													-	-	-
													-	-	○
													-	-	○
													-	-	○
													-	-	-
													-	-	-
													-	-	-
													-	-	-
													-	-	-
													-	-	-
													-	-	-
													-	-	-
												○	-	-	
												○	-	-	